

指定訪問介護 重要事項説明書

〔令和7年9月15日現在〕

介護保険法に基づく指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがありましたら、遠慮なくご質問ください。

1 弊社が提供するサービスについての相談窓口

電 話 048-544-2230

受 付 日 月曜日から金曜日

(ただし、祝祭日、8月13日～15日、12月30日～1月3日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 こころ鴻巣の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	こころ 鴻巣
所在地	〒365-0033 埼玉県鴻巣市生出塚2-18-28
電話番号	048-544-2230
FAX番号	048-544-2231
事業所番号	指定訪問介護 (指定事業所番号 1171700709)
サービスを提供できる地域 ※	鴻巣市、北本市、行田市
営業時間	午前9時 ～ 午後5時
営業日	月曜日から金曜日(祝祭日、8月13日～15日、 12月30日～1月3日を除く)

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職 名	勤務形態・人数	業 務 内 容
管理者 兼 サービス提供責任者	常勤 1名(1)	・介護従業者及び業務の一元的管理 ・利用調整・技術指導 ・訪問介護計画書の作成等
サービス提供責任者	常勤 1名(0)	・利用調整・技術指導 ・訪問介護計画書の作成等
訪問介護員	常勤 2名以上(1) 非常勤 10名以上(2)	・入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助 (指定訪問介護サービスの提供)

※ () 内は男性の人数を表します。

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 ① 18:00～20:00	夜 間 ② 20:00～22:00	深 夜 22:00～6:00
平日・土曜	○	○	○	×	×
日曜・祝祭日	○	○	○	×	×
休業日	8月13日～15日、12月30日～1月3日				

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 休業日および夜間②・深夜のサービス提供については、ご相談ください。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食 事 介 助・・・食事の介助を行います。
- ・入 浴 介 助・・・入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭、洗髪などを行います。
※清拭とは、身体を拭く介助のこと。
- ・排 せ つ 介 助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。
- ・衣服の着脱介助・・・衣服の着脱の介助を行います。
- ・通院・外出介助・・・通院・外出の介助を行います。
- ・その他必要な身体介護を行います。

※医療行為は行いません。

(2) 生活援助

- ・買 い 物・・・利用者の食料品や日用品の買い物を行います。
- ・掃 除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- ・洗 濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。
- ・調 理・・・利用者の食事の用意を行います。
- ・その他必要な家事を行います。

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。

(預貯金通帳、カード、届出印鑑はお預かりできません。)

※ご利用者以外の調理や洗濯、ご利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

（３）その他のサービス

- ・介護相談・・・その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言、介護方法のご相談や援助を行います。

４ 利用料金

（１）利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、サービスごとの単位数に介護職員等処遇改善加算Ⅰ（24.5%）および特定事業所加算Ⅰ（20.0%）を加算させていただきます。また、単位数単価は、10.42円（6級地）となります。

利用者負担額は、総費用の1割となります。（なお、一定以上の所得がある方は、2割又は3割のご負担になります。保険者の判定により負担割合が決まります。）ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。
- ※ 単位設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない場合で、かつ、ご利用者様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

（２）交通費

前記１の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。自動車を使用した場合は、
通常の事業の実施地域を越えた地点から１キロメートルあたり ２０円

（３）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、次の料金をいただきます。ただし、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、ご連絡ください。

ご利用前日の午後５時までにご連絡をいただいた場合	キャンセル料は不要です。
ご利用当日にご連絡をいただいた場合	当該基本料金の２５％
ご連絡をいただけなかった場合	当該基本料金の５０％

（４）その他

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。

イ 料金の支払方法

毎月、１０日までに前月分の請求をいたしますので、１０日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引落しの３通りの中から自由に選べます。

【訪問介護サービス単位数と利用料】

※利用料には介護職員等処遇改善加算Ⅰ（24.5％）、特定事業所加算Ⅰ（20.0％）を含みます。

サービス内容 と所要時間			所要時間				
			20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30 分未満	1時間30分 以降 30分増す ごとに
身体介護	単位数		163単位	244単位	387単位	567単位	82単位 を追加
	利用料	全額	2,542円	3,803円	6,022円	8,825円	+1,271円
		3割	763円	1,141円	1,807円	2,648円	+382円
		2割	509円	761円	1,205円	1,765円	+255円
		1割	255円	381円	603円	883円	+128円
サービス内容 と所要時間			身体介護に引き続き生活援助を算定する 場合に加算（25分増すごとに加算）				
			+20分以上 45分未満	+45分以上 70分未満	+70分 以上		
			+生活1	+生活2	+生活3		
身体 +生活	単位数		+65単位	+130単位	+195単位		
	利用料	全額	+1,010円	+2,021円	+3,032円		
		3割	+303円	+ 607円	+ 910円		
		2割	+202円	+ 405円	+ 607円		
		1割	+101円	+ 203円	+ 304円		
サービス内容 と所要時間			所要時間				
			45分未満	45分以上			
			生活援助2	生活援助3			
生活 援助	単位数		179単位	220単位			
	利用料	全額	2,792円	3,428円			
		3割	838円	1,029円			
		2割	559円	686円			
		1割	280円	343円			

※ 初回に関しては、（2ヶ月以上サービス利用がなく、再開となった場合も含む） 初回加算200単位、加算させていただきます。

※ 計画がなく、緊急を要する場合の訪問介護サービス（連絡をいただいてから24時間

以内の身体介護）においては、緊急時加算100単位、加算させていただきます。

その他の加算		初回加算	緊急時加算
単位数		200単位	100単位
利用料	全額	2,594円	1,302円
	3割	779円	391円
	2割	519円	261円
	1割	260円	131円

5 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。弊社職員がお伺いします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

（2）サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。
- ③ 自動終了
 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付を受けていたご利用者様の要介護状態区分等が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・ お客様が亡くなられた場合

お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 弊社の訪問介護サービスの特徴等

（1）運営の方針

- ・ 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください。
男性ヘルパーの有無	○	男性ヘルパーを希望される場合は、お申し出ください。
従業員への研修の実施	○	年12回以上の現任研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。
その他		

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏 名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏 名			
	連絡先		電話番号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 秘密保持

サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

また、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様およびそのご家族の個人情報を用いませぬ。

10 サービス内容に関する苦情

(1) 弊社ご利用者様苦情相談窓口担当

担 当 管理者 三森 亘紘 電 話 048-544-2230

受付日 月曜日から金曜日

(ただし、祝祭日、8月13日～15日、12月30日～1月3日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

(2) その他

弊社以外に、市町村及び埼玉県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

- ① 鴻巣市 長寿いきがい課 048-541-9257
- ② 北本市 高齢介護課 (代)048-591-1111
- ③ 行田市 高齢者福祉課 (代)048-556-1111
- ④ 埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）048-824-2568

1.1 弊社の概要

- (1) 名称・法人種別 株式会社こうき
- (2) 代表者役職・氏名 代表取締役 小林 功
- (3) 本社所在地・電話番号 埼玉県熊谷市新堀1275番地6
048-577-4128
- (4) 事業内容 介護保険法に基づく訪問介護及び介護予防訪問介護
介護保険法に基づく居宅介護支援
介護保険法に基づく福祉用具貸与及び特定福祉用具販売
その他これに付随する業務全般
- (5) 営業所 ところ 鴻巣

1.2 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者様に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を禁止しております。

- ① 医療行為
- ② ご利用者様もしくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ ご利用者様のご家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 訪問介護サービス提供中の飲酒および喫煙
- ⑤ ご利用者様及びそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他、ご利用者様及びそのご家族等に行う迷惑行為

1.3 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所 在 地 埼玉県鴻巣市生出塚2-18-28

事業所名 こころ 鴻巣

説明者

氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
 氏名

印

(代理人) 住所
 氏名

印